

○函館工業高等専門学校国際寮防災規程

令和3年9月30日

函高専達第4号

函館工業高等専門学校国際寮防災規程

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校災害対策規程（平成15年3月13日函高専達第13号）、函館工業高等専門学校防火管理規程（平成15年3月13日函高専達第14号）の規定に基づき、函館工業高等専門学校国際寮(以下「国際寮」という。)の平素の防災対策及び災害発生時の緊急措置、避難等について必要な事項を定め、災害防止の徹底と災害時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

(国際寮生防災委員会)

第2条 平素の防災対策に関し、防災訓練その他の必要事項を計画及び実施するため、国際寮生防災委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員の選出)

第3条 国際寮生防災委員(以下「委員」という。)は、各ユニットリーダーがあたり、任期は1年とする。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から1名を指名して定める。

(防災訓練)

第4条 委員会は、少なくとも年1回の防災訓練を企画するものとする。

- 2 前項又はその他の防災に関する計画及び実施にあたっては、学生課を経て函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)防火管理者の助言と承認を求めなければならない。

(国際寮生防災隊)

第5条 非常災害時に備えるため、国際寮生による自衛防災隊(以下「国際寮生防災隊」という。)を組織する。

- 2 国際寮生防災隊長(以下「隊長」という。)は、第3条第2項に定める委員長があたり、国際寮生防災隊を統轄する。
- 3 国際寮生防災隊副隊長(以下「副隊長」という。)は、第3条第3項に定める副委員長があたり、隊長を補佐する。
- 4 国際寮生防災隊に、次の各号に定める任務を有する班を置き、委員が分担してその班長となる。

一 避難誘導班 避難誘導

二 連絡班 学校関係者及び消防署等に対する連絡及び他の班への援助

5 国際寮生防災隊の組織は、別表のとおりとする。

(防災活動)

第6条 国際寮生防災隊の活動は、人身事故の防止のため、隊長等の指示の範囲内で行うものとし、本校自衛防災隊としての活動開始又は消防署の到着活動開始により、その活動の一部又は全部を引継ぐものとする。

(非常災害時の措置)

第7条 国際寮内又は近接地域において、出火等の災害の発生を発見したときは、火災報知機を操作し、大声で連呼するとともに、適切な方法で消防署に急報するほか隊長に緊急連絡をしなければならない。

2 隊長又は副隊長等の代行者は、災害発生の状況を全国際寮生に周知させ、国際寮生防災隊活動を開始(避難、初期消火等)する。

3 隊長は、国際寮生防災隊活動の一部又は全部を消防署等に引継いだときは、副隊長と協力し点呼をとるなどして、避難者の掌握につとめるものとする。

4 隊長は、総ての防災活動が終了したことを防火管理者が確認することにより、全国際寮生に対し国際寮生防災隊活動が終了したことを周知させて平時に復するものとする。

5 震災、風水害等の災害の場合も前各項に準じ、適切な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月30日から施行する。

別表(第5条第5項関係)

